

脳卒中・循環器病対策基本法成立で何が変わるのか

座長 岡田 靖[†]第73回国立病院総合医学会
(2019年11月9日 於 名古屋)

IRYO Vol. 75 No. 1 (31-32) 2021

要旨

超高齢社会の進展の中で、脳卒中・循環器病患者はますます増加している。その中で2018年12月、脳卒中・循環器病対策基本法が公布され、今後、私たちの社会や医療の何が変わるのかが注目されている。本シンポジウムは健康寿命の延伸と新たな地域共生社会が求められる現代において、医療や患者支援に関わる4分野の演者が基本法への期待と私たちがなすべきことについて発表したものである。

キーワード 脳卒中・循環器病対策基本法, 健康寿命, 地域共生社会

2018年12月に「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(通称:脳卒中・循環器病対策基本法)が公布され、これまで脳卒中および心臓病その他の循環器疾患の医療にかかわってきた多くの医療者や後遺症を抱えている患者・家族から多くの期待が寄せられている¹⁾。脳卒中・循環器病対策基本法の成立は日本脳卒中協会関係者や患者・家族の皆様の10年越しの悲願であり、さまざまな経緯を経て成立した。その過程では日本脳卒中学会と日本循環器学会とが協力して、2016年に脳卒中・循環器病克服5カ年計画を策定し、医療行政とともに健康寿命の延伸を大目標に脳卒中・循環器病対策の方向性を示し活動してきたことも本法案の成立に大きく寄与している。現在、国の循環器病対策推進基本計画を策定中であり、計画が定まれば次はそれぞれの都道府県において、関係者から構成された都道府県循環器病対策推進協議会の意見に基づいて都道府県循環器病対策推

進計画が立案され、そこから行政、医療保険者、保健・医療・福祉従事者、救急隊、患者・家族やその支援者が具体的な活動を実践していくことになる。本法案には大きく8つの施策があり、そのひとつ一つに魂をいれて積極的な活動に繋げていかねばならない。

今回、第73回国立病院総合医学会の企画として、本法の成立で何が変わるのかというテーマで本シンポジウムが企画され、脳卒中協会、循環器医療者、脳卒中看護、患者家族支援団体の4つの分野のシンポジストから以下の発表があった。

1. 脳卒中・循環器病対策基本法成立で何が変わるのか? 脳卒中診療の立場から
中山博文 公益社団法人日本脳卒中協会
2. 循環器疾患治療の立場から
赤尾昌治 国立病院機構京都医療センター
3. 患者をつなぐー脳卒中診療に携わる看護師の立場から考えるー

国立病院機構九州医療センター 脳血管・神経内科, 公益社団法人日本脳卒中協会福岡県支部長 [†] 医師
著者連絡先: 岡田 靖 国立病院機構九州医療センター 副院長 〒810-8563 福岡市中央区地行浜1-8-1
e-mail: okada.yasushi.yh@mail.hosp.go.jp
(2020年3月10日受付, 2020年7月10日受理)

Expected Changes brought by the Stroke and Cardiovascular Disease Control Act

Yasushi Okada, NHO Kyushu Medical Center
(Received Mar. 10, 2020, Accepted Jul 10, 2020)

Key Words: Stroke and Cardiovascular Disease Control Act, healthy life expectancy, local symbiosis society